

問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

大久保益夫さん（以下「大久保さん」という）は、将来の相続対策について検討している。大久保さんの2026年6月末現在の親族関係図等は以下のとおりである。なお、大久保さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、大久保さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]

```

    graph TD
      A[父 (すでに死亡)] --- B[母]
      A --- C[姉]
      C --- D[兄 (すでに死亡)]
      D --- E[兄の妻]
      E --- F[甥]
      E --- G[姪]
      H[養父] --- I[養母]
      H -.- J[大久保さん]
      J --- K[妻]
  
```

・ 養父および養母は、大久保さんを普通養子としている。

(問題 1)

(設問A) 2026年6月末に大久保さんに相続が開始した場合、大久保さんの相続に係る養父の民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。

1. 0
2. 1/6
3. 1/9
4. 1/12

(問題2)

(設問B) 2026年6月末に大久保さんに相続が開始した場合、大久保さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの養父の法定相続分として、正しいものはどれか。

1. 0
2. 1/6
3. 1/9
4. 1/12

(問題3)

(設問C) 大久保さんは2018年7月に、母および姉に対し生計の資本とするために以下の財産を贈与しており、この贈与は母および姉の特別受益となるものである。2026年6月末に大久保さんに相続が開始し、大久保さんの相続財産の価額が300,000千円である場合、特別受益を考慮した妻の民法上の相続分(具体的相続分)の金額として、正しいものはどれか。

受贈者	贈与財産	贈与時の価額	相続開始時の価額
母	現金	6,000千円	6,000千円
姉	上場株式	9,000千円	9,900千円

1. 200,000千円
2. 204,000千円
3. 210,000千円
4. 210,600千円

(問題4)

(設問D) 大久保さんは、遺留分を考慮した遺言書の作成を検討している。遺留分に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺留分権利者が、相続開始や遺留分を侵害する遺言書の存在について知らなくても、相続開始より10年が経過すると遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することはできなくなる。
2. 遺留分権利者が相続の放棄をした場合、その者は遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することはできない。
3. 相続人に対して婚姻もしくは養子縁組のためまたは生計の資本としてなされた贈与は、原則として、相続開始前10年以内にされたものに限り、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入する。
4. 被相続人が遺贈寄付(遺言により財産を公益法人などの団体に寄付すること)をすることにより遺留分を侵害された相続人は、その遺贈寄付を受けた団体に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することはできない。

(問題5)

(設問E) 認知に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 戸籍法上の認知の届出がされた場合、認知は、その届出がされた時からその効力が生じる。
2. 認知は、遺言によっても、することができる。
3. 父は、母の承諾を得て、胎児を認知することができる。
4. 子は、父の死亡の日から3年以内であれば、認知の訴えを提起することができる。

(問題6)

(設問F) 相続登記および相続人申告登記に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続により不動産の所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。
2. 遺贈により不動産の所有権を取得した者が相続人以外の者である場合、相続登記の申請の義務はない。
3. 相続登記の申請の義務がある者は、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨および自らがその相続人である旨を申し出ることによって、その義務を履行したものとみなされる。
4. 相続人申告登記の申出をした者が、その後の遺産の分割によって不動産の所有権を取得したときは、当該遺産の分割の日から1年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

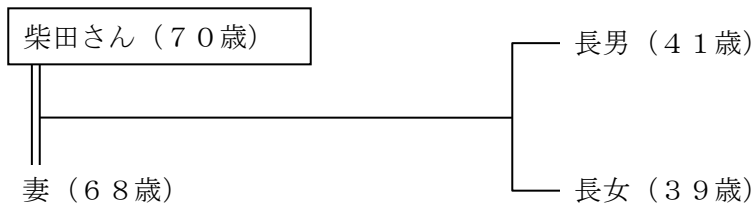
問2

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

柴田信之さん（以下「柴田さん」という）とその親族は、将来の相続対策について検討している。柴田さんの2026年6月末現在の親族関係図は以下のとおりである。なお、柴田さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、柴田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



(問題7)

(設問A) 柴田さんは賃貸マンションを所有し、不動産貸付業を行っている。柴田さんは、今後自身で不動産管理をすることが困難になることに備え、委託者兼受益者を柴田さん、受託者を長男、信託財産を賃貸マンションとする信託法に規定する信託を検討している。信託に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 柴田さんが賃貸マンションを信託財産とする場合、その信託財産から生じた賃料など信託財産の管理・処分等により受託者が得た財産は信託財産に属さない。
2. 柴田さんが賃貸マンションを信託財産とする場合、信託財産の所有権は、信託契約により委託者である柴田さんから受託者である長男へ移転するため、長男が破産したときは、信託財産にもその影響が及ぶ。
3. 当初の受益者を柴田さん、柴田さんの死亡後の受益者を妻、妻の死亡後の受益者を長男とするように、受益者を連続させる信託契約も可能である。
4. 柴田さんが賃貸マンションを信託財産とする場合、委託者兼受益者である柴田さんの死亡により信託契約が終了したときにおいて、受託者である長男が賃貸マンションの所有権を有しているため、当該賃貸マンションは相続税の課税対象とはならない。

(問題8)

(設問B) 柴田さんに相続が開始し、共同相続人が相続により取得した被相続人名義の預貯金が以下のとおりである場合、遺産分割前に、家庭裁判所の判断や他の相続人との合意を経ずに長女が単独で払戻しを受けることができる金額の限度額として、正しいものはどれか。なお、相続人は親族関係図のとおりとする。

相続により取得した預貯金	金額	備考
A銀行O支店の普通預金	10,800千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金額は相続開始時の預貯金額である。 ・ 各支店にはそれぞれ1口座がある。
A銀行P支店の普通預金	8,400千円	
B銀行Q支店の普通預金	18,600千円	
C農業協同組合R支店の普通貯金	300千円	

1. 3,025千円
2. 3,075千円
3. 3,125千円
4. 4,575千円

(問題9)

(設問C) 柴田さんは、自身に相続が開始した後も、妻が柴田さん所有の自宅（以下「自宅」という）に住み続けることができるよう、配偶者居住権を取得させたいと考えている。配偶者居住権に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、柴田さん夫婦は、相続開始時に自宅に居住しているものとする。

1. 柴田さんの相続開始時に自宅が柴田さんと長男との共有である場合、妻は配偶者居住権を取得することはできない。
2. 柴田さんが遺言により妻に配偶者居住権を取得させる場合、配偶者居住権の存続期間を定めた場合であっても、その存続期間は妻の終身の間となる。
3. 妻が配偶者居住権を取得し、長男が自宅およびその敷地の所有権を相続した場合、その後、妻が配偶者居住権の存続期間の満了前に配偶者居住権を放棄し、長男がその対価を支払わなかったときは、原則として、贈与税の課税対象となる。
4. 自宅の一部が柴田さんの営む飲食店の用に供されている場合であっても、配偶者居住権の効力は自宅の全部に及ぶ。

問3

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題10)

(設問A) 自筆証書遺言書保管制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 自筆証書遺言書の保管を法務局（以下「遺言書保管所」という）に申請する場合、遺言書は法務省令で定める様式に従って作成した無封のものでなければならない。
2. 遺言者は、遺言書保管所に預けている遺言書の内容を確認したいときは、いつでも、遺言書保管所に対して、自身の遺言書の閲覧の請求をすることができる。
3. 遺言者の死亡後、遺言書に記載された遺言執行者は、その死亡した者の遺言書が遺言書保管所に保管されているか否かの保管の事実を知ることができるが、その遺言書の内容を確認することはできない。
4. 遺言書保管所に自筆証書遺言書の保管を申請する場合、遺言者本人が遺言書保管所へ出頭しなければならないため、病気等により遺言者本人が出頭できないときは申請することができない。

(問題11)

(設問B) 公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合、遺言者は、公証人および証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、または自書して、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授することに代えなければならない。
2. 公証人は、その作成した公正証書遺言書を、列席者に読み聞かせ、または閲覧させ、列席者からその記載または記録の正確なことの承認を得なければならない。
3. 先に作成された公正証書遺言を全部撤回するため、まったく異なる内容の新たな公正証書遺言書が作成された場合であっても、遺言者の相続開始後に、遺言者の相続人は、公証役場に公正証書遺言書の謄本を請求することにより、先に作成された公正証書遺言の内容を知ることができる。
4. 公正証書遺言書の作成に当たり、遺言者は、公正証書遺言書の原本を書面で作成するか電磁的記録で作成するかを選択することができる。

(問題 1 2)

(設問C) 成年後見制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 成年被後見人が行った日用品の購入その他日常生活に関する行為以外の法律行為は、成年後見人の同意を得て行った場合には、原則として成年被後見人が取り消すことはできない。
2. 保佐および補助開始の審判について、本人以外の者が申立てを行う場合、本人の同意が必要である。
3. 任意後見監督人は、本人が任意に選任することができる。
4. 任意後見監督人が選任される前においては、本人または任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。

(問題 1 3)

(設問D) 遺言執行者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺言執行者がある場合、相続人が遺言に反して相続財産を処分した行為は、原則として無効となる。
2. 遺言執行者がいない場合、利害関係人の請求により家庭裁判所が遺言執行者の選任をすることができる。
3. 遺言執行者が複数人いる場合、保存行為を含めて遺言執行者の任務の執行は過半数で決する。
4. 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

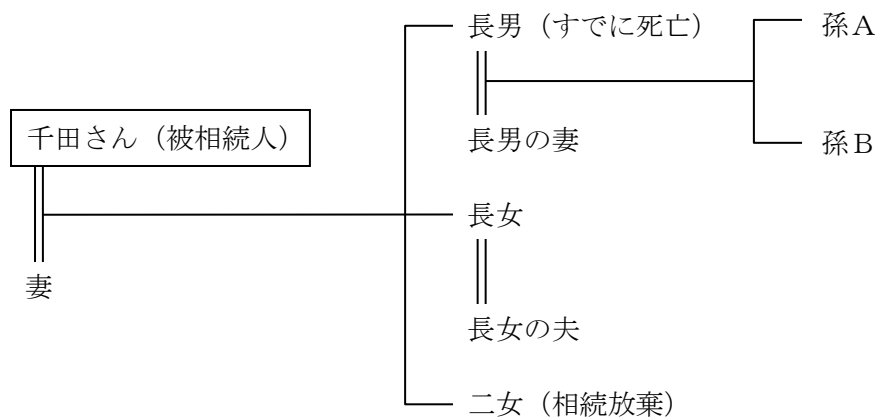
問4

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

千田裕樹さん（以下「千田さん」という）は、2026年4月12日に徳島県内の病院で死亡した。千田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、千田さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、千田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 妻、長女、二女、孫Aおよび孫Bは、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。
- ・ 二女は、千田さんの相続について、相続の放棄をしている。

(問題 1 4)

(設問A) 千田さんの死亡により、生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を一時金で受け取った。妻が受け取った死亡保険金のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

区分		保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	金額
MA保険	死亡保険金	千田さん	千田さん	妻	45,000千円
MB保険				長男の妻	10,000千円
MC保険				孫A	5,000千円
MD保険				孫B	5,000千円
ME保険				長女	5,000千円
MF保険				二女	5,000千円

1. 22,500千円
2. 26,250千円
3. 30,000千円
4. 33,000千円

(問題 1 5)

(設問B) 妻は、千田さんの死亡により、千田さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金と弔慰金を受け取った。また、千田さんは15年前から個人型確定拠出年金に加入しており、妻が死亡一時金を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妻の相続税の課税価格に算入される金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、千田さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額800千円であり、千田さんの死亡は業務上の死亡ではない。

[妻が受け取った退職手当金等の状況]

区分	金額	備考
退職手当金	30,000千円	退職給与規程に基づくものであり、2026年4月17日に支給額が確定し、2026年4月24日に支払われた。
弔慰金	5,000千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分はなく、2026年4月24日に支払われた。
死亡一時金	3,000千円	個人型確定拠出年金の死亡一時金であり、妻が請求し、2026年5月29日に支払われた。

1. 5,200千円
2. 8,000千円
3. 8,200千円
4. 13,200千円

(問題 16)

(設問C) 千田さんの相続に係る債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または特定遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。千田さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
銀行借入金	3,500千円	妻	(注1)
遺言執行費用	700千円		(注2)
固定資産税	200千円	長女	(注3)
準確定申告の所得税	400千円		(注4)
葬式費用	2,700千円	妻、長男の妻および二女	(注5、注6)

- (注1) 千田さんが生前に住宅をリフォームした際の銀行借入金の相続開始時における未返済額である。
- (注2) 遺言執行者である弁護士に対して千田さんの死亡後に支払った報酬である。
- (注3) 2026年度分の固定資産税で、千田さんの相続開始時における未納額である。
- (注4) 千田さんに係る準確定申告の所得税額であり、2026年7月中に期限内申告をしている。
- (注5) 葬式費用は妻、長男の妻および二女が各々均等に負担した。葬式費用には、香典返しに要した費用300千円が含まれている。なお、妻は香典収入600千円を取得している。
- (注6) 千田さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。

1. 4,700千円
2. 4,900千円
3. 5,700千円
4. 6,500千円

(問題 17)

(設問D) 2029年4月に死亡した被相続人が、配偶者に対して以下のとおり贈与をしていた場合、配偶者の相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。なお、配偶者は、贈与時および相続開始時のいずれの時においても居住無制限納税義務者であり、被相続人から相続により財産を取得し、相続税の申告義務があるものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

贈与年月	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続開始時の 相続税評価額	備考
2022年9月	現金	2,000千円	2,000千円	(注1)
2024年6月	現金	300千円	300千円	(注2)
2025年9月	有価証券	500千円	1,000千円	(注2)
2026年8月	有価証券	4,000千円	8,000千円	—
2027年6月	現金	800千円	800千円	(注2)
2029年3月	現金	1,500千円	1,500千円	(注1)

(注1) これらの贈与について、贈与税の配偶者控除の適用は受けていないものとする。

(注2) これらの贈与について、贈与税の基礎控除額の範囲内であるため、贈与税の申告および納付はしていないものとする。

1. 6,100千円
2. 6,300千円
3. 7,100千円
4. 10,600千円

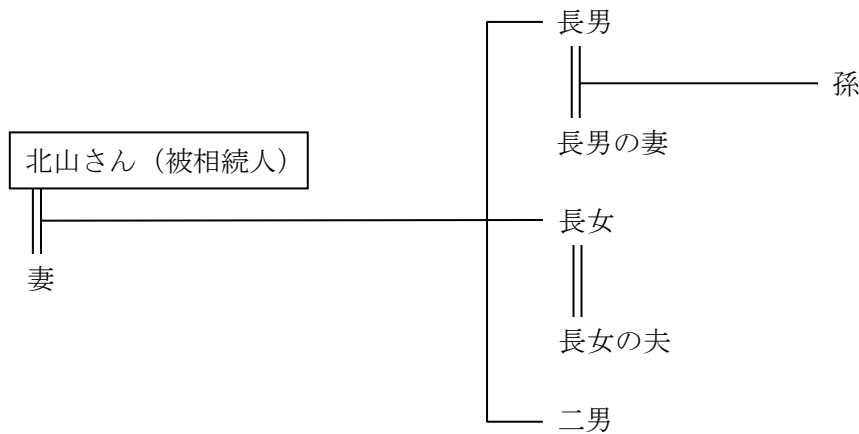
問5

次の設例に基づき、小規模宅地等の特例（以下「本特例」という）に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

北山大地さん（以下「北山さん」という）は、2026年5月20日に東京都内の自宅で死亡した。北山さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、北山さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、北山さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 妻、長男、長女、二男および孫は、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

[相続開始時における不動産の状況]

相続人等が相続等により取得した宅地等	相続開始直前の状況等
北山さんの自宅の敷地	<ul style="list-style-type: none"> 北山さんの自宅は、北山さん夫婦および孫の居住の用に供されている。 孫は、北山さんと生計を一にしている。
長男の自宅の敷地	<ul style="list-style-type: none"> 長男の自宅は、長男および長男の妻の居住の用に供されている。 長男の自宅の所有者は長男である。 敷地は、北山さんから使用貸借により借り受けている。 長男および長男の妻は、北山さんと生計を一にしていない。
店舗の敷地	<ul style="list-style-type: none"> 店舗は、二男が事業主である小売業の用に供されている。 店舗は、二男が北山さんから使用貸借により借り受けている。 二男は、北山さんと生計を一にしていない。
賃貸用ビルの敷地	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸用ビルは、完成時から第三者へ適正賃料で賃貸されている。 北山さんは、相続開始の2年前に賃貸用ビルを建設し新たに貸付事業を開始しており、この建設前に事業的規模の貸付事業を行ったことはない。 北山さんが所有する賃貸用ビルはこの1棟のみである。
月極駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 第三者へ適正賃料（駐車場使用料）で賃貸されている。 北山さんは、相続開始の5年前からこの貸付事業（駐車場業）を開始している。 アスファルト舗装等の構築物が設置されているが、事業的規模の貸付事業には該当しない。

(注) 長男の自宅を除き、建物の所有者は北山さんである。

(問題 18)

(設問A) 相続人等が北山さんから相続または遺贈により宅地等を取得し、当該宅地等について本特例を選択する場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、建物を取得する者はその敷地を取得する者と同一であるものとし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

1. 長男が長男の自宅の敷地を取得した場合、長男は本特例の適用を受けることができない。
2. 孫が北山さんの自宅の敷地を取得した場合、孫は本特例の適用を受けることができる。
3. 長女が月極駐車場を取得し、相続税の申告期限までに貸付事業（駐車場業）を引き継ぎ、相続税の申告期限まで当該貸付事業を行っている場合、長女は本特例の適用を受けることができる。
4. 二男が店舗の敷地を取得し、相続税の申告期限までこの宅地上で引き続きこの小売業を営んでいる場合、二男は本特例の適用を受けることができる。

(問題 19)

(設問B) 妻が北山さんから相続により次の宅地等を取得した場合、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額として、正しいものはどれか。なお、本特例については、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額が最も少なくなるように選択して適用を受けるものとする。また、建物を取得する者は妻であり、他の相続人の本特例の選択は考慮しないものとし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

妻が相続により取得した宅地等	地積	相続開始時の相続税評価額	相続開始直前の状況等
北山さんの自宅の敷地	264m ²	115,500千円	設例のとおり。
賃貸用ビルの敷地	160m ²	69,600千円	
月極駐車場	160m ²	68,800千円	

(注) 貸付事業用宅地等がある場合の本特例に係る限度面積の算式

$$I \times \frac{200}{400} + II \times \frac{200}{330} + III \leq 200 \text{ m}^2$$

I : 特定事業用宅地等の面積

II : 特定居住用宅地等の面積

III : 貸付事業用宅地等の面積

1. 144,200千円
2. 152,800千円
3. 152,900千円
4. 161,500千円

(問題20)

(設問C) 被相続人の居住の用に供されていた宅地等（以下「宅地等」という）の本特例の適用に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人と同居していた配偶者が宅地等を取得後、当該宅地等を相続税の申告期限までに売却した場合であっても、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができる。
2. 被相続人と同居していた子が相続の放棄をしたが、遺贈により宅地等を取得した場合、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができない。
3. 被相続人と別居していた配偶者が宅地等を取得した場合、当該宅地等を相続税の申告期限までに自らの居住の用に供していないときであっても、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができる。
4. 被相続人と同居していた子が宅地等を取得後、当該宅地等を相続税の申告期限までに貸家の敷地の用に転用し、その者の居住の用に供しなくなった場合には、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができない。

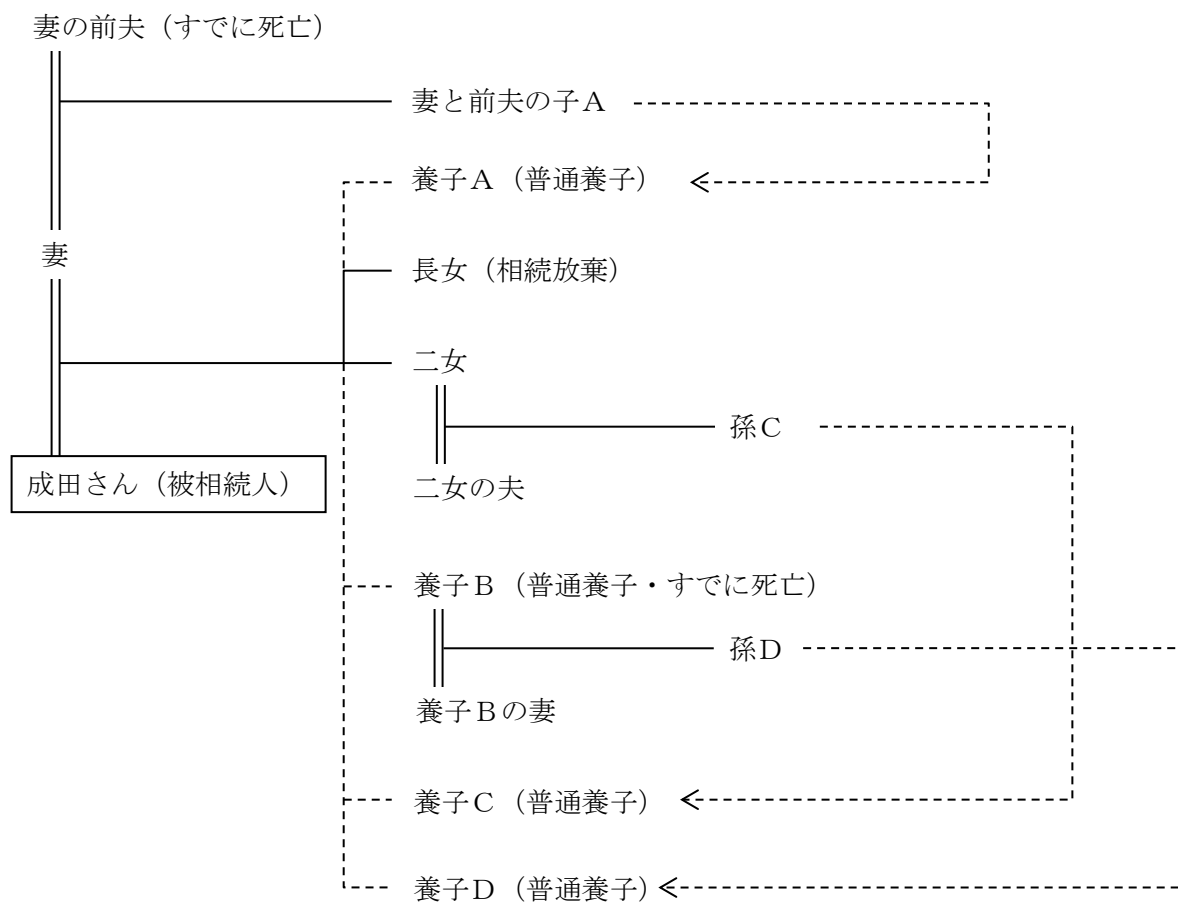
問6

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

成田博さん（以下「成田さん」という）は、2026年3月20日に東京都内の病院で死亡した。成田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、成田さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、成田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 成田さんは、1976年9月に妻と前夫の子Aを普通養子としている。
- ・ 成田さん夫婦は、1982年4月に成田さんの甥（養子B）を普通養子としている。
- ・ 孫Dは、養子Bと成田さん夫婦との養子縁組後に出生している。
- ・ 成田さん夫婦は、2014年5月に孫Dを、2022年5月に孫Cを普通養子としている。
- ・ 長女は、成田さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妻、養子A、長女、二女、養子C（孫C）および養子D（孫D）は、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

(問題 2 1)

(設問A) 成田さんの相続に係る相続税における遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

1. 48,000千円
2. 54,000千円
3. 60,000千円
4. 66,000千円

(問題 2 2)

(設問B) 成田さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が600,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 163,000千円
2. 172,000千円
3. 177,000千円
4. 182,000千円

(問題 2 3)

(設問C) 成田さんの相続に係る各相続人等の相続税の算出税額が以下のとおりである場合、各相続人等の相続税の算出税額に加算される相続税額の2割加算額の合計額として、正しいものはどれか。

各相続人等	相続税の算出税額
養子A	18,300千円
長女	9,150千円
二女	23,790千円
養子C(孫C)	18,300千円
養子D(孫D)	21,960千円

1. 3,660千円
2. 5,490千円
3. 8,052千円
4. 9,882千円

(問題 2 4)

(設問D) 配偶者に対する相続税額の軽減(以下「本制度」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本制度の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続の放棄をした配偶者が遺贈により財産を取得した場合、本制度の適用を受けることができる。
2. 相続税の期限後申告書を提出した配偶者は、本制度の適用を受けることができない。
3. 配偶者が非居住制限納税義務者に該当する場合、本制度の適用を受けることができる。
4. 被相続人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者であっても、戸籍上婚姻の届出をしていない場合は、本制度の適用を受けることができない。

(問題 25)

(設問 E) 相次相続控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、被相続人の相続開始前10年以内に開始した相続を「1次相続」、被相続人に係る相続を「2次相続」という。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続の放棄をした者が遺贈により財産を取得した場合、相次相続控除の適用を受けることができる。
2. 相次相続控除額の計算の基礎となる2次相続に係る被相続人が1次相続の際に課せられた相続税額には、延滞税、利子税および各種加算税も含まれる。
3. 代襲相続人である孫が相続により財産を取得した場合、相次相続控除の適用を受けることができない。
4. 2次相続に係る被相続人が、1次相続において相続により財産を取得したが、小規模宅地等の特例の適用によって相続税額が算出されなかった場合、2次相続に係る被相続人の相続人は、相次相続控除の適用を受けることができない。

問7

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題26)

(設問A) 相続税の物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続時精算課税制度の適用を受けた生前贈与財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されるが、物納に充てることはできない。
2. 物納財産が小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等であっても、当該宅地等を国が収納するときの価額は、小規模宅地等の特例の適用前の価額による。
3. 相続税額を超える価額の土地（棚卸資産ではない）を物納した場合において、金銭により還付されるその土地の超過物納部分については、譲渡所得として所得税の課税対象となる。
4. 物納申請した財産が管理処分不適格財産に該当するとして物納申請が却下された場合、その物納申請者は、物納申請の却下通知を受け取った日の翌日から20日以内に1財産について1回に限り、他の財産による物納の再申請をすることができる。

(問題27)

(設問B) 相続税の申告手続き等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相続税の期限内申告書を提出した者が、その申告期限後に申告書に記載した納付すべき相続税額が計算の誤りにより過大であることが分かった場合、法定申告期限から5年以内であれば、更正の請求をすることができる。
2. 相続税の期限内申告書を提出した者が、その申告期限後に申告書に記載した納付すべき相続税額が相続財産の計上漏れにより不足があることが分かった場合、法定申告期限から5年以内に修正申告書を提出しなければならない。
3. 相続税の申告期限までに遺産分割協議が成立せず、相続財産の全部または一部が共同相続人によって分割されていない場合、所定の届出をすることにより、相続税の申告期限を最長で3年間、延長することができる。
4. 相続により財産を取得した者が成年被後見人である場合、その相続税の申告期限は、当該成年被後見人が、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内である。

(問題 28)

(設問C) 所得税の準確定申告等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被相続人に係る医療費を死亡後に相続人が支払った場合、相続人が支払った当該医療費は、被相続人の死亡した年分の準確定申告において医療費控除の対象とはならない。
2. 所得税の確定申告書を提出すべき者（被相続人）が、提出期限までに確定申告書を提出せずに死亡した場合、その者の相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月を経過した日の前日までに、その被相続人に係る準確定申告書を提出しなければならない。
3. 相続人が2人以上いる場合で、被相続人に係る準確定申告書を他の相続人の氏名を付記して別々に提出した場合、当該準確定申告書を提出した相続人は、他の相続人に申告書に記載した事項の要領を通知しなければならない。
4. 被相続人に支給されるべき国民年金で、未支給の国民年金（未支給年金）を相続人が請求し支給を受けた場合、その未支給年金は相続税の課税対象となる。

問8

贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

(問題29)

(設問A) 目黒さん(受贈時における年齢は27歳)が2026年中に以下の財産の贈与を受けた場合、目黒さんが納付すべき2026年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、目黒さんは相続時精算課税制度を選択せず、直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
父	上場株式	4,800千円
祖母	上場株式	5,200千円
叔父	現金	2,500千円

1. 1,910千円
2. 2,078千円
3. 2,660千円
4. 2,804千円

(問題30)

(設問B) 大場さんが以下の財産の贈与を受けた場合、大場さんが納付すべき2026年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、大場さんは直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
2023年 5月	父	現金	10,000千円	(注)
2026年 3月	母	現金	30,250千円	
2026年10月	父	上場株式	24,750千円	—

(注) 大場さんは、いずれの贈与についても、初めて相続時精算課税制度を選択している。

1. 2,340千円
2. 2,560千円
3. 2,780千円
4. 3,000千円

(問題 3 1)

(設問C) 「贈与税の配偶者控除」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

1. 2026年中に配偶者から店舗併用住宅の贈与を受けた場合、居住用部分の面積が、その店舗併用住宅の面積の90%以上であるときは、その店舗併用住宅の全部を居住用不動産として本特例を適用することができる。
2. 日本国外にある居住用不動産の贈与を受けた場合であっても、本特例の適用を受けることができる。
3. 配偶者から夫婦が居住している家屋の敷地のみの贈与を受けた場合は、本特例の適用を受けることができない。
4. 2026年中に配偶者から居住用不動産の贈与を受けた後、同年中にその配偶者が死亡したことにより財産を相続した場合、その居住用不動産について本特例の適用を受けることはできない。

(問題 3 2)

(設問D) 相続時精算課税制度(以下「本制度」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本制度の適用要件を満たしているものとする。

1. 本制度を選択した受贈者は、特定贈与者が死亡した場合の相続について相続の放棄をし、遺贈により財産を取得しなかった場合であっても、本制度の適用を受けた財産は遺贈により取得したものとみなされて、相続税の課税対象となる。
2. 贈与者と養子縁組をすることにより贈与者の推定相続人となった者について、その養親からの贈与について本制度を選択することができるのは、養子縁組をした年の翌年以後の年分からである。
3. 本制度の適用を受けた宅地等は、特定贈与者の死亡により相続税の課税価格に加算されるものであっても、小規模宅地等の特例の適用を受けることができない。
4. 本制度の適用を受けることができる受贈者が、相続時精算課税選択届出書(以下「届出書」という)の提出期限前に届出書を提出しないで死亡したときは、その受贈者の相続人(特定贈与者を除く)が一定の期間内に届出書を提出することにより、その受贈者は本制度の適用を受けることができる。

(問題 3 3)

(設問 E) 贈与税の申告と納付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人が法人からの贈与により財産を取得した場合、贈与税の課税対象とはならないため、贈与税の申告は不要である。
2. 被相続人から相続または遺贈により財産を取得した者が、相続があった年にその被相続人から贈与により財産を取得していた場合、原則として、その贈与により取得した財産について、贈与税の申告は不要である。
3. 贈与税の延納の許可を申請する場合、延納期間が3年以下であれば、延納税額にかかわらず、延納税額に相当する担保を提供する必要はない。
4. 贈与税の申告書を提出した者は、計算の誤りによって納付すべき贈与税額が過大であった場合、法定申告期限から6年以内であれば、更正の請求をすることができる。

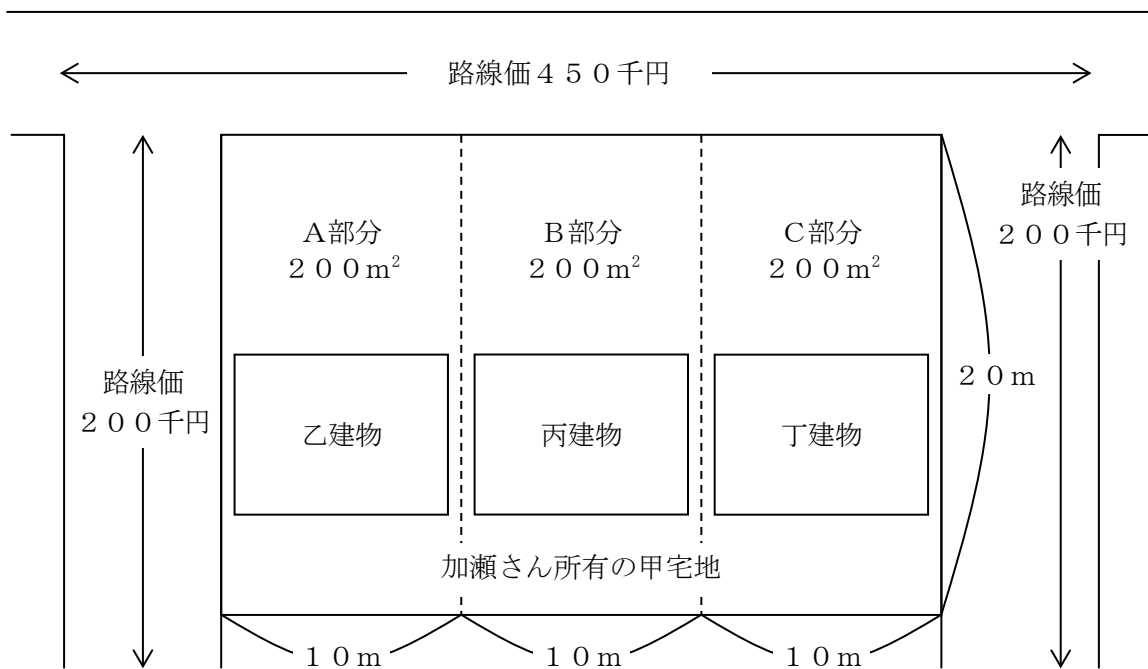
問9

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

加瀬壮太さん（以下「加瀬さん」という）および長男は、以下の不動産を所有している。なお、加瀬さんの推定相続人は、妻および長男の2人である。また、各設問間に関連はないものとする。

[不動産の状況]



- ・ 地区区分 普通住宅地区
- ・ 奥行価格補正率（奥行10m以上24m未満） 1.00
- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.03
準角地	0.02

- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 50%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 甲宅地は、A部分（乙建物の敷地）、B部分（丙建物の敷地）およびC部分（丁建物の敷地）からなる1筆の宅地であり、借地権の設定の対価として権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。

(問題34)

(設問A) 現時点で加瀬さんに相続が開始し、相続開始時における建物の状況が以下のとおりである場合、妻が甲宅地のA部分およびB部分を取得したときの甲宅地のA部分およびB部分の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[相続開始時における建物の状況]

	建物の所有者	建物等の利用状況
乙建物	加瀬さん	・ 加瀬さんおよび妻の居住の用に供されている。
丙建物	長男	・ 長男の居住の用に供されている。 ・ 甲宅地のB部分は使用貸借により借り受けている。

1. 180,800千円
2. 181,200千円
3. 181,600千円
4. 182,400千円

(問題35)

(設問B) 現時点で加瀬さんに相続が開始し、相続開始時における建物の状況が以下のとおりである場合、長男が甲宅地のB部分およびC部分を取得したときの甲宅地のB部分およびC部分の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[相続開始時における建物の状況]

	建物の所有者	建物等の利用状況
丙建物	長男	・ 長男の居住の用に供されている。 ・ 甲宅地のB部分は使用貸借により借り受けている。
丁建物	加瀬さん	・ 第三者に適正賃料で賃貸されている。 ・ 賃貸割合は100%である。

1. 167,180千円
2. 167,520千円
3. 167,980千円
4. 168,720千円

(問題36)

(設問C) 現時点で加瀬さんに相続が開始し、相続開始時における丁建物の状況が以下のとおりである場合、長男が丁建物を取得したときの丁建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。
 なお、相続開始時の丁建物の固定資産税評価額は20,000千円であるものとする。

[相続開始時における丁建物の状況]

	建物の所有者	建物の利用状況
丁建物	加瀬さん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立部分は全4戸である。 ・ 各独立部分の床面積：50m² ・ 各独立部分の床面積の合計：200m² ・ 全4戸のうち2戸は、空室である。ただし、このうち1戸は、それまで継続的に第三者に適正賃料で賃貸されていたが、相続開始時において一時的に空室となっていたものであり、空室であった間も賃借人の募集が行われ、相続開始直後には賃借人が入居し賃貸が開始されている。 ・ 全4戸のうち上記以外の2戸は、第三者に適正賃料で賃貸されている。

1. 15,500千円
2. 17,000千円
3. 17,750千円
4. 18,500千円

(問題37)

(設問D) 居住用の区分所有財産(以下「分譲マンション」という)の相続税評価に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

- ・ 分譲マンションの相続税評価について、「相続税評価額」と「市場価格」との大きな乖離が生じているケースを適正化するため、2024年1月1日以後に相続等により取得した分譲マンションの評価方法が新たに定められている。新たな評価方法の適用対象となる分譲マンションの価額については、相続税評価額が市場価格と乖離する要因となっている「(ア)」、「総階数指数」、「所在階」および「敷地持分狭小度」の4つの指数に基づいて、従来の評価方法により計算した相続税評価額を補正する方法により評価する。
- ・ 具体的には、上記4つの指数に基づき評価乖離率を求め、これに基づいて、例えば、従来の評価方法により計算した相続税評価額が市場価格(理論値)の(イ)%に達しない場合には、(イ)%に達するまで従来の評価方法により計算した相続税評価額を補正する。
- ・ なお、地階を除く総階数が(ウ)以下の分譲マンションの価額については、新たな評価方法の適用対象とはならず、従来の評価方法により評価する。

1. (ア) 築年数 (イ) 60 (ウ) 2
2. (ア) 所在地域 (イ) 80 (ウ) 2
3. (ア) 築年数 (イ) 80 (ウ) 20
4. (ア) 所在地域 (イ) 60 (ウ) 20

問10

相続等により取得した財産の相続税評価額に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 2026年4月29日に死亡した布施さんが保有していたXA株式会社(以下「XA社」という)の株式(上場株式)5,000株を相続人等が取得した場合、その者の相続税の課税価格に算入される財産の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、布施さんは当該株式5,000株を2023年10月10日に購入し、死亡日まで継続して保有していた。また、配当金が支払われる際に源泉徴収されるべき所得税等は考慮しないものとする。

[XA社の株価の状況]

区分	株価
2026年2月の毎日の最終価格の月平均額	497円
2026年3月の毎日の最終価格の月平均額	503円
2026年3月1日から同月26日までの毎日の最終価格の平均額	505円
2026年3月27日から同月31日までの毎日の最終価格の平均額	470円
2026年4月の毎日の最終価格の月平均額	480円
2026年4月28日(火)の最終価格	472円
2026年4月29日(水)の最終価格	取引なし
2026年4月30日(木)の最終価格	478円

課税時期の直前期：2025年4月1日から2026年3月31日

課税時期における1株当たりの予想配当金額：3円

配当金の交付の基準日：2026年3月31日

配当落ち日：2026年3月27日

配当金の交付の効力発生日：2026年5月29日

1. 2,350,000円
2. 2,360,000円
3. 2,375,000円
4. 2,390,000円

(問題39)

(設問B) 2026年6月20日に死亡した宇野さんが保有していた米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況は以下のとおりである。この米ドル建て外貨普通預金を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、既経過利子については考慮しないものとする。

[米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況]

課税時期現在の預入高	50,000米ドル
預入時のTTS (対顧客直物電信売相場)	1米ドル=124.30円
2026年6月19日(金)のTTB (対顧客直物電信買相場)	1米ドル=155.50円
2026年6月19日(金)のTTM (対顧客直物電信売買相場の仲値)	1米ドル=156.50円
2026年6月20日(土)の為替相場	公表なし
2026年6月21日(日)の為替相場	公表なし
2026年6月22日(月)のTTB	1米ドル=154.80円
2026年6月22日(月)のTTM	1米ドル=155.80円

(注) 宇野さんはこの外貨普通預金について、為替予約は締結していない。

1. 6,215,000円
2. 7,740,000円
3. 7,775,000円
4. 7,825,000円

(問題40)

(設問C) 2026年3月10日に死亡した塩谷さんが保有していた個人向け国債の状況は以下のとおりである。この個人向け国債を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。

[個人向け国債の状況]

額面金額	5,000千円
発行日	2024年8月15日
相続開始日より前までの受取利子の累計額	45,750円
経過利子相当額	1,921円
中途換金調整額	24,302円

1. 4,977,619円
2. 5,001,921円
3. 5,026,223円
4. 5,071,973円

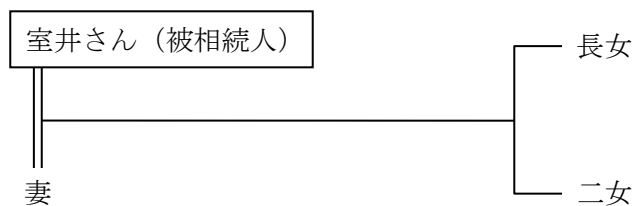
問 1 1

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

室井慎太郎さん（以下「室井さん」という）は、2026年3月20日にX国（日本ではない外国）の病院で死亡した。室井さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。また、国外転出時課税制度については考慮しないものとする。

[相続人等関係図および国籍に関する事項]



※室井さん、妻、長女および二女は日本国籍を有しており、日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

[住所地等に関する事項]

	2011年 3月20日	2014年 9月21日	2017年 10月1日	2025年 10月3日	2026年 3月20日
	▼	▼	▼	▼	▼
室井さん および妻	大阪府	X国			
長女	大阪府	X国			兵庫県
二女	大阪府		X国		
	▲				▲
	相続開始 15年前				相続開始時

※一時居住者に該当する期間はないものとする。

[各相続人が相続により取得した財産等]

相続人	相続財産等	財産の価額	備考
妻	PA生命保険（本店X国）からの死亡保険金（大阪支店で契約したもの）	20,000千円	(注1)
	X国所在の自宅マンション	22,000千円	
	PB銀行（本店X国）大阪支店の普通預金	3,000千円	
	PB銀行（本店X国）大阪支店の定期預金	10,000千円	
長女	兵庫県所在の賃貸不動産	18,000千円	(注2)
	X国国債	10,000千円	
	PC銀行（本店東京都）X国支店の普通預金	15,000千円	
二女	PB銀行（本店X国）大阪支店の定期預金	20,000千円	
	PD社（本社X国）が発行する社債	10,000千円	
	PE社（本社X国）に対する貸付金債権	1,000千円	

(注1) 財産の価額は生命保険金等の非課税金額控除前の受取金額である。また、死亡保険金に係るPA生命保険の保険契約者および保険料負担者は、いずれも室井さんである。

(注2) 財産の価額は相続開始時の相続税評価額である。

[債務および葬式費用等]

- ・ X国所在の自宅マンションの購入に係るPB銀行（本店X国）本店からの借入金12,000千円は妻が承継した。
- ・ X国国債の購入に係るPC銀行（本店東京都）X国支店からの借入金1,000千円は長女が承継した。
- ・ 室井さんの葬式費用（通常費用）3,000千円は、妻、長女および二女が1,000千円ずつ負担した。

[室井さんから各相続人への生前贈与財産]

受贈者	贈与年月	贈与財産	贈与時の相続税評価額	相続開始時の相続税評価額
妻	2024年7月	PF社（本社東京都）が発行する社債	10,000千円	9,000千円
二女	2024年8月	PD社（本社X国）が発行するX国の証券取引所に上場されている株式	9,000千円	11,000千円
長女	2025年2月	PG銀行（本店東京都）X国支店の普通預金	3,000千円	3,000千円

(問題 4 1)

(設問A) 室井さんの相続に係る妻の相続税の課税価格 (生命保険金等の非課税金額控除後の金額) として、正しいものはどれか。

1. 18,000千円
2. 27,000千円
3. 28,000千円
4. 38,000千円

(問題 4 2)

(設問B) 室井さんの相続に係る長女の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 41,000千円
2. 42,000千円
3. 44,000千円
4. 45,000千円

(問題 4 3)

(設問C) 室井さんの相続に係る二女の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 30,000千円
2. 39,000千円
3. 40,000千円
4. 41,000千円

(問題 4 4)

(設問D) 相続があった場合における国外転出時課税制度に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (エ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

相続開始時に1億円以上の国外転出時課税対象資産である (ア) を所有する一定の (イ) が死亡し、(ウ) である相続人等が国外転出時課税対象資産の全部または一部 (相続対象資産) を、相続または遺贈により取得した場合には、その相続対象資産の含み益に対して (エ) が課される。

- | | | | |
|--------------|----------|----------|---------|
| 1. (ア) 不動産 | (イ) 居住者 | (ウ) 非居住者 | (エ) 相続税 |
| 2. (ア) 不動産 | (イ) 非居住者 | (ウ) 居住者 | (エ) 所得税 |
| 3. (ア) 有価証券等 | (イ) 居住者 | (ウ) 非居住者 | (エ) 所得税 |
| 4. (ア) 有価証券等 | (イ) 非居住者 | (ウ) 居住者 | (エ) 相続税 |

問12

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

YA株式会社（以下「YA社」という）およびYB株式会社（以下「YB社」という）の代表取締役社長である宮野弘文さん（以下「宮野さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。YA社およびYB社に関する状況等は以下のとおりである。なお、宮野さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、宮野さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[YA社およびYB社の状況]

●株主構成

株主	両社役職	YA社		YB社	
		保有株数	議決権割合	保有株数	議決権割合
宮野さん	代表取締役	8,000株	80%	1,000株	100%
宮野さんの長男	取締役	500株	5%	0株	0%
宮野さんの妻	—	1,000株	10%	0株	0%
YB社	—	500株	5%	0株	0%
合計		10,000株	100%	1,000株	100%

●資本金等の状況

会社名	YA社		YB社		
資本金等の額	70,000千円		10,000千円		
1株当たりの類似業種比準価額	15,000円		11,000円		
総資産および負債 (課税時期現在)	総資産	負債	総資産	負債	
	帳簿価額	300,000千円	120,000千円	12,500千円	4,000千円
	相続税評価額	350,000千円	120,000千円	15,000千円	4,000千円
1株当たりの「S ₁ +S ₂ 」方式による価額	—		8,500円		
1株当たりの配当金額	直前期	年200円 (普通配当)	直前期	年0円	
	直前々期	年150円 (普通配当) 年490円 (記念配当)	直前々期	年0円	

●会社区分等

- ・ Y A社およびY B社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式である。
- ・ Y A社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.60）に該当する。
- ・ Y B社の株式評価上の会社規模は小会社（Lの割合0.50）に該当する。
- ・ Y A社は特定の評価会社に該当しないが、Y B社は株式等保有特定会社に該当する。
- ・ 株式等保有特定会社の株式の価額について、納税義務者は、「 $S_1 + S_2$ 」方式による価額を選択することができる。なお、「 S_1 の金額」は、株式等保有特定会社が保有する株式等と当該株式等に係る受取配当金等の収入がなかったとした場合の同社株式の原則的評価方式による1株当たりの評価額である。また、「 S_2 の金額」は、株式等保有特定会社が保有する株式等の評価額（評価差額に対する法人税額等相当額を控除した金額）の合計額を同社の発行済株式数で除した金額である。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 1株当たりの純資産価額および配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<純資産価額の算式>

$$\text{純資産価額} = \frac{(A - B) - \{(A - B) - (C - D)\} \times 37\%}{E}$$

A：課税時期現在の相続税評価額による総資産額

B：課税時期現在の相続税評価額による負債額

C：課税時期現在の帳簿価額による総資産額

D：課税時期現在の帳簿価額による負債額

E：課税時期現在における発行済株式数

※「 $(A - B) - (C - D)$ 」がマイナスの場合は0とする。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

※その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。

また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主がない場合	
			中心的な同族株主 がいる場合	
	同族株主以外の株主			配当還元 方式
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グループ に属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主がない場合	
			中心的な株主が いる場合	
	議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主			配当還元 方式

(問題 4 5)

(設問A) 現時点で、宮野さんが保有するYA社の株式2,000株を長男に贈与した場合、贈与を受けた長男の贈与税の課税価格の計算上、YA社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 15,000円
2. 17,460円
3. 18,000円
4. 21,150円

(問題 4 6)

(設問B) 現時点で、宮野さんが保有するYA社の株式1,000株をYA社の役員（宮野さんの親族ではない）に贈与した場合、贈与を受けたYA社の役員の贈与税の課税価格の計算上、YA社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 3,500円
2. 4,200円
3. 15,768円
4. 19,458円

(問題47)

(設問C) 現時点で、宮野さんが保有するYB社の株式100株を長男に贈与した場合、贈与を受けた長男の贈与税の課税価格の計算上、YB社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 8,060円
2. 8,500円
3. 10,075円
4. 11,000円

(問題48)

(設問D) 譲渡制限株式等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 譲渡制限株式の発行会社が、譲渡制限株式の譲渡承認の請求を受けた場合、原則として、その請求の日から2週間以内に請求者に対して承認または不承認の決定の通知をしなかったときは、承認しなかったものとみなされる。
2. 譲渡制限株式は、株式会社がその発行する株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている株式であり、発行する株式の一部のみを譲渡制限株式とすることもできる。
3. 株式会社が譲渡制限株式を発行しているか否かは、当該株式会社の登記事項証明書の一つである代表者事項証明書を取得することによって確認することはできない。
4. 譲渡制限株式の譲渡について発行会社の承認が得られなかった場合でも、株式を譲り受けた者と当該株式を譲り渡した者との間の株式譲渡契約は無効とはならない。

(問題49)

(設問E) 会社法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 会社法において会社として定義されているのは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社であり、有限会社を新規に設立することはできない。
2. 株式会社が事業の全部または重要な一部を譲渡する場合は、原則として、その譲渡の効力が発生する日の前日までに株主総会の特別決議により承認を受けなければならない。
3. 株主総会の特別決議とは、原則として、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要な決議をいう。
4. 非公開会社（会社法に規定する公開会社でない株式会社）が株主総会を招集する場合、原則として2週間前までに株主に対してその通知を発しなければならない。

(問題50)

(設問F) 中小企業庁が公表した「2025年版 中小企業白書」に基づく次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 中小企業における後継者不在率の推移を経営者の年代別に見ると、全体として増加傾向にあり、後継者不足の解消が進んでいるとはいえない。
2. 中小企業における経営者年齢の分布を見ると、経営者年齢の水準は依然として高く、60歳以上の経営者が過半数を占めている。
3. 中小企業における事業承継の意向を企業形態別に見ると、法人企業では、「親族内承継を考えている」という回答よりも、「役員・従業員承継を考えている」という回答の方が多い。
4. 中小企業における事業承継の意向を企業形態別に見ると、個人企業では、「現在の事業を継続するつもりはない」という回答よりも、「親族内承継を考えている」という回答の方が多い。